

広島県告示第五百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和六年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	納付事務に係る歳入等の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令和六年四月一〇日	マイナポータルを経由する旅券発給申請に係るクレジットカードを利用して納付する広島県の旅券発給手数料	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで